

島根労働局発表
平成27年10月29日

担 当	島根労働局労働基準部
	監督課長 安田幸次
	主任監察監督官 白名 弘
	TEL : 0852-31-1156

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します ～毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です～

島根労働局（局長：^{ふるたこうしょう}古田宏昌）では、11月21日（土）に「過労死等防止対策推進シンポジウム」（島根会場）を開催します。

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

さらに、同法に基づき、今年7月24日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」では、過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携してシンポジウムを開催することとしています。

このシンポジウムは、過労死等の防止の重要性について、広く県民に周知を図るものです。

シンポジウムの概要

- 日時：平成27年11月21日（土）13:30～16:30（開場13:00）
- 場所：「ホテル白鳥」3階・鳳凰（松江市千鳥町20番地）
- 主催：厚生労働省
- 後援：島根県、島根県議会、島根県市長会、島根県町村会、
島根県市議会議長会、島根県町村議長会、連合島根
- 協力：全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
自死遺族会「しまね分かち合いの会・虹」、
過労死防止を考える島根の会
- 主な内容：(1)基調講演 ^{いわき ゆたか}岩城 穰 弁護士（過労死防止全国センター事務局長）
(2)事例報告
(3)厚生労働省の取組報告
(4)シンポジウム（詳細は別添リーフレット参照）

【シンポジウムの参加申込先】

Webからの申し込みは、下記ホームページをご覧ください。

また、FAXでの申し込みも可能です。

◆<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

◆申し込み先：株式会社プロセスユニーク（シンポジウム開催業者）

電話：03-6264-1636 FAX：03-3545-3610